

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 6月 5日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009 ～ 2012

課題番号：21520656

研究課題名（和文）

律令制の導入と古代日本の家族制度

研究課題名（英文）

INTRODUCTION OF THE RITSURYO SYSTEM AND THE ANCIENT JAPANESE FAMILY SYSTEM

研究代表者

胡 潔 (HU J i e)

名古屋大学・国際言語文化研究科・准教授

研究者番号：30313399

研究成果の概要（和文）：

律令制の導入過程において、宗族組織、嫡庶の別、同居共産といった中国の父系制の諸要素が異なった解釈法によって形骸化した。かわりに本来高官の一特典に過ぎなかった資蔭制が継嗣法として重要な機能を持つようになったことが明らかになった。また、平安時代の相互扶助としての「後見」は、非夫方居住や個人所有制や照応した形で展開され、女性が相互関係において重要な中継的役割を果たしていたことが明らかになった。

研究成果の概要（英文）：

It has been clarified that in the process of introducing the Ritsuryo system in Japan from ancient China, the elements of the paternity system such as lineage organization, the order of importance of the legal wife's child and concubine's child, and patrilocal marriage lost their substance because ancient Japanese explained them differently. However, ONYI- system, which originally in China was only a privilege granted to high ranking officials, came to be regarded as inheritance law and functioned as an important system of paternal succession. It has also been made clear that WUSHIROMI [guardianship], which functioned as a mutual support system in the Heian period, adapted itself to both the individual ownership and non-paternal residence, and the women at that period played an important role in the linkage of family members

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
2012年度	700,000	210,000	910,000
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：歴史一般

キーワード：文化交流史、比較家族史、古代史、東洋史

1. 研究開始当初の背景

古代日本社会の家族・親族について、これ

まで、歴史学、文学、民俗学、社会人類学などの分野で研究されてきた。その中でも家族史、法制史の研究において、古代の戸籍や律令条文の史料価値をめぐって、法的擬態説と実態説が対立していた。擬態説は、当時の社会には父系組織や父系合同家族が存在しなかったことから、当時の律令や戸籍記載に見られる父系的表現は律令国家による虚構だとした。それに対し、実態説は、戸籍記載に記された父系合同家族が実際に存在したという立場であった。このような議論が、二十世紀五十年代に発表された高群逸枝氏の一連の研究によって一層活発になった。高群氏によれば、古代日本は母系的原理が濃厚に残った社会で、居住形態は妻方居住であったということである。高群説が発表されて以降、高群説に対する批判または修正の諸説が出されてきたが、古代日本は母系や父系のような単系社会ではなく、双系社会であったという見解が现阶段の研究の到達点と言えよう。双系説の主要根拠として、古代日本の文献に記されている歌垣、訪婚、族内婚などの婚姻習俗、エスキモー型の親族名称などが挙げられる。確かに、これらの諸要素は双系社会と結びつきやすい特徴を持っている。しかし一方で、歴史文献に目を転ずれば、律令制下の諸制度の表現は父系的なものが多い。この矛盾を解明するためには、古代日本と外来文化の交涉及びそのあり方を究明する研究が不可欠である。古代日本の父系出自や父系観念が自生したものではなく、大陸文化の導入の結果によるものであったことは多くの研究者の認めるところである。しかし、両社会の親族組織の違いがいかなるもので、その違いが古代日本の父系制導入にいかなる影響を与えたか、言い換えれば、中国の父系制が双系社会の日本の中で、日本在来の婚姻習俗とどのようにかわりながら変容してい

ったのかについては、まだ解明されていない。このような研究状況の中、本研究は、古代日本社会の家族・親族制度と外来の律令制度との関係性に着目し、従来法制史学で取り上げられてきた中国の律令導入の問題と、家族史で取り上げられてきた家父長家族の成立の問題を連結させ、比較文化史の視点から、古代日本社会の父系制の確立過程と律令制の関係の究明に努めた。

2. 研究の目的

中国と日本の親族組織の原理は著しく異なる。中国の律令は中国の父系制社会の産物である。古代日本は、律令の導入によって必然的に中国の父系宗族の系譜観念、父系合同家族の所有形態、夫方居住婚といった父系の諸要素に遭遇する。このような文化的遭遇が古代日本の家族制度にどのような意味を持っていたのか正しく認識する必要がある。研究代表者の関心は、異文化を摂取する側、すなわち受け手側の受容のメカニズムにある。古代日本において、中国の異質な父系制の諸要素をいかに解説し、自社会に適合させていったのか、言い換えれば、中国の父系制がいかなる経路を経て変容していったのかを解明すること、それによって古代日本の父系制の特徴を掴むことが本研究の目的である。

3. 研究の方法

古代日本が父系制の諸原理をいかに自社会の中に取り入れていくのかを見極めるためには、律令制度と日本社会の接触という横軸的な視点と、日本古代社会の中で父系的な諸要素が自律的に変化していく縦軸的な視点が不可欠である。律令はあくまでも政治権力が導入した制度であって、実態ではない。それが社会の基層をなす家族、親族の形態にまで浸透するには相当な時間がかかる。長いス

パンで観察する際にあたって、常に次のことに留意した。

(1) 漢字や政治制度を媒介とした律令導入の特質

(2) 日中両社会の家族・親族の相違点と律令条文の内容の改変

(3) 古代日本の父系の家族・親族制度の取捨選択の方法

具体的には、日本令制定時の内容の改変、律令国家が直接掌握できる官人制度（蔭位制）の進展、当時一般社会の生活形態と密接に関わる家族・親族間の相互扶助、これら三つの角度から探った。外来の制度を導入する際には、自社会の中においてもそれらが有効に機能するために条文の改変が迫られるが、その改変は父系制の諸要素を双系社会に適合させる方法でもあった。家族・親族、婚姻に関する中国と日本の律令条文を比較検討し、父系制にとって最も重要な親等制、嫡庶制、同居同産制の解釈法に注目して考察した。無論、条文レベルの改変は必ずしも現実に遂行可能であることを意味しない。父系制の樹立を目指す律令国家がまず蔭位制から父系制を実質的に取り入れた。本研究では、従来の律令官人制研究と異なる視点、つまり父系制成立過程における蔭位制という視点から考察を行った。中国の資蔭制との比較を行いながら、蔭位制によって父系の継承観念が植え付けられていく過程を明らかにした。しかし、このような、律令国家によってトップダウン方式に導入されたこのような父系制は、実社会の生活形態にはすぐに反映されない。家族・親族の形態を考察するために、平安時代の後見（うしろみ）に注目し、そのあり方とその背後に広がる親族関係を探った。

4. 研究成果

本研究で得られた成果は次のように挙げら

れる。

(1) 律令条文の改変に関する解明

家族・親族・婚姻に関する唐律令と日本律令の比較研究を行うことにより、養老令の修正は、従来言われてきた「字句修正」ととまらず、父系制の諸要素に関する重要な改変がなされたことが明らかになった。まず第一に、親等の改変である。中国社会の宗族には、父系親を本宗とし、姻戚を外戚とする父系本位の集団理念を持ち、父系の血縁の濃淡によって五等に分けた親等制（五服制）を有する。五服という親等制は、中国の宗族の構造を可視的に表現しており、中国の律令の親等基準にもなっている。五服制は日本の大宝令、養老令において双系的に改変された。両令の改変方法は必ずしも同じでない。大宝令では主に唐制の父母両系の不均衡を変えるところに重点が置かれたのに対し、養老令では、個人を中心とする横広がり親族関係に変えた。両令ともに中国父系宗族の膨大な組織と女性の夫家への帰属などを削除している。次に、居住形態及び所有制に対する改変である。中国の父系制社会では、夫方居住婚が行われており、父系の二、三世代の同居共産の家族が基本形である。唐律令の諸規定もこのような同居共産の家族共同体を前提としている。一方、古代日本の戸籍には夫方居住の合同家族の記載が多く見えるが、日本令の応分条の相続法では、個人相続法を明記している。奈良、平安時代の文献にあらわれる婚姻居住例を見ても、成人した父子兄弟による同居という社会的慣習は存在していなかった。したがって、戸籍記載に見える父系合同家族は、なんらかの記載方針のもとで作られ出した「父系的表現」にすぎず、実態ではない。ところが、父子同居を前提とした中国の家財分割法は、養老令の応分条において個人相続法に改変されている。このことはより重要な意味を

持ち、当時の双系社会の所有制に合わせた改変であったと言える。平安時代の事例をみても、夫婦別産の当時では、配偶者の財産は、配偶者の死去、生前の贈与また遺言などの方式によって得られるが、基本的には親子という直系関係の中で伝承される。個人の財産が死去などによって男系親にわたることはない。また、個人の意志によって財産の相続が決定されることが重要であり、同居共産並びに集住による堅固な父系親集団が不在であった点は強調すべきことである。第三に、妻妾制、嫡庶子制度の改変である。妻妾制と嫡庶子制は、本来、父系制において正統なる嫡系を保持する目的で機能する。これらの制度も、日本令に導入された。養老令戸婚令では妻と妾を区別しており、養老律では重婚者に対する処罰法を明記している。法制史的にみれば、妻妾制は一つの「制度」として存在していた。それが父系制下の中国の妻妾制と本質的に異なっていることを、両社会の居住形態、親族名称・呼称の相違を通じて明らかにした。父系社会の中国において、娶嫁婚・夫方居住婚に対応する中国の妻妾制の妻と妾の格差は、夫の家および宗族の秩序によって決められた序列であった。このような妻妾制は、父子兄弟の同居、夫と複数の女性の同居のなかった古代日本に導入されたものの、双系社会でそれが機能するための社会的基盤はなかったため、異なった内容を持つ「妻妾制」に変容した、と指摘することができた。一方、嫡庶子制は養老令においては、戸籍記載、個人相続、蔭位制など本来父系継承と関係のない条文に転用されたことが考察によって判明した。これらの改変と転用は双系社会が外来の父系制の原理を受容した時の取捨選択の表れと見ることが可能である。

(2) 蔭位制と父系継承の関係性の解明：

中国の父系原理が法制度を通して受け入れ

られたことは、古代日本における父系制導入の特徴として挙げられる。父系制は、男女の法、戸籍、蔭位制などの諸施策によって推進されていった。中でも蔭位制は、官職を軸にした父系継承の確立に重要な役割を果たした。この制度は、唐の資蔭制に倣ったものであるが、唐制とは大きく異なる。唐制の資蔭と日本の蔭位の違いについて、蔭の享ける範囲や年齢の違い、叙位の高さの違いなどは、従来の研究においても指摘されている。本研究では、さらに両者が担った歴史的役割の違いや父系制との関わり方の違いを指摘した。すなわち、唐の資蔭制は、宗室、外戚、品官、勳官の子孫皆が蔭による出身の特権を享けられる制度であるが、父系制との関連性が薄い。特典の性格上、享受者の範囲が狭く限定され、漢代では兄弟と子（任子制）に、後には次第に子や孫に限定されるようになった。父系制において、兄弟、子、孫は生活をともにする生活共同体に属している。この限定的の範囲は、はからずも古代日本の父系制（直系）の樹立に一役買うことになった。日本令の蔭位制は最初から父系直系の樹立を実現する志向を持っていた。これは蔭位制に嫡庶子の区別が立てられていることから見ても明らかである。唐制では、嫡庶制は、主に父系宗族内の祭祀や世襲的地位の継承（襲爵）に用いられており、高官の一特典である資蔭には用いられない。日本令の蔭位制に嫡庶子の別が立てられた理由は、「蔭」を通しての父系の観念を植え付けることにある。蔭位制は、実際には「蔭」を媒介とした間接的継承であるが、「蔭」を享けることは「家」を継ぐ行為と見なされ、抽象的な父系継承の観念の原点となった。さらに、蔭位制の進展につれて、官職を通じて父祖の遺業を受け継ぐという家業の観念が紀伝道文人の言説によって広められ、日本特有の家業観となった。中

国の史伝に見える家業の記述は、嫡庶の別なく、父子兄弟を中核に、従兄弟同士さらに一族の者同士が習得継承できるのに対し、平安時代で言う家業は、父子孫という直系に限られている特徴を持つ。また中国では、後漢以降、魏晋南北朝に顕著になった父系親族集団の大族化、世族化と照応して、家業の伝承は、世代を超えて、父系一族の政治勢力の拡大の手段にもなった。一族の政治的地位の保持が重要視された中国に対して、古代日本では、「職」即ち具体的な職掌の継承がより重要視された。中国と日本の家業観の比較検討を通じて、両社会の家業観の背後に広がる親族組織の異同を明らかにしたことは本研究の成果の一つといえる。この考察によって、官職の継承はイコール父系の継承という日本独自の父系観念をほぼ突き止めた。

(3 居住の段階性と相互扶助の関連性に関する解明：

制度的に推進された父系制の考察に加えて、本研究は、さらに、平安時代の文学作品を調査対象とした。平安時代の文学作品に後見（うしろみ）という語が頻出する。後見は、公的には君臣間、私的には家族間あるいは主従間で行われた一種の扶助関係であるが、母方親族、同母兄弟、乳母、母に対する息子などが本来的なものと指摘されている。これを受けて、本研究は、婚姻、居住、家族形態を中心に「後見」の基本的性格、基本構造を考察し、さらに家族共同体の成立過程における後見の歴史的意義を記述した。後見という相互扶助は、平安時代の婿取婚の婚姻形態、非夫方居住の居住形態、さらに個人所有権という所有形態に照応した人間関係であったことがほぼ確認できた。平安時代の「婿取婚」は、訪婚から同居婚へ移行する過渡期に現れた日本独特の結婚形態である。男性が結婚開始時から女性のもとへ移動（通う）すること、

子供は母方で養育されることは、旧型の訪婚にも新型の夫婦同居婚にも共通した特徴である。これらの特徴は、すでに指摘された、後見関係の、母・母方親族に偏重する最も直接的な原因になる。しかし、婿取婚が単純に母方中心の結婚ではないように、後見関係も時期によって変わるものである。平安文学に語られた後見関係の調査によって、婿に対する妻側の後見は主に婚姻の前半期に現われ、妻子及び妻の肉親に対する婿の後見は主に婚姻の後半期に現われるという結果が得られた。このような後見の交代は、居住上の変化や婿の官位、経済力の上昇にもほぼ照応している。婿がまだ若くて、官位が低く、経済力を持たない前半期では、妻側の後見を受けるが、ある程度官位が上がり、経済力がついてきたら、今度は妻子や妻側の親族の後見をするのである。居住面でも前半期は訪婚か妻方居住をし、後期は独立同居婚に入る。婿取婚の全段階を通して見た場合、明らかに娘や婿に対する父親（舅）の後見は先導的で、妻子や妻族に対する夫の後見は後続的であった。

「後見」の内容は、日常生活の援助から政治的輔佐まで広範囲に及んでいるが、経済的な援助が大きな比率を占めている。個人所有制下の夫婦同居は、別産制が基本であった。所有単位が「個」だからこそ、ほかの「個」と連携し、ネットワークを作りやすい点、財産の移転、譲与、代替管理などが行われやすい点など、本研究の考察を通じて確認できた。さらに、娘に対する父の、妻に対する夫の後見は、庇護的支援であると同時に、経済権を男性の手に集める一つの「方法」であったことを指摘することができた。要するに、父系制は制度的に導入されたが、実際の基層社会の婚姻家族においては、父系制に対する反応は非常に緩慢で、極めて屈折的な展開を見せているのである。律令国家の政治中心部と基

層社会の、父系原理に対するこのような反応の温度差によって、職を中心に形成された父子の繋がり、婿取婚下で形成された母方・妻方中心の扶助助関係という二つの現象が併存した。この併存現象は、双系社会において外来の父系制原理の刺激によって引き起こされた一種の文化複合現象である、と本研究によって判明した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

- ① 胡潔、家業について(2) — 平安時代を中心に一、名古屋大学大学院国際言語文化研究科『言語文化論集』、査読無、第34巻第2号、2013.3、1-19
- ② 胡潔、家業について(1) — 『漢書』、『後漢書』を中心に一、名古屋大学大学院国際言語文化研究科『言語文化論集』、査読無、第33巻第2号、2012.2、29-44
- ③ 胡潔、平安時代の「後見」に関する一考察、名古屋大学大学院国際言語文化研究科『言語文化論集』、査読無、第32巻第1号、2010.9、17-29
- ④ 胡潔、婚姻習俗と文学—恋の諸相の底流にあるもの、名古屋大学国際言語文化研究科『異文化としての日本』、査読無、2009.3、143-152
- ⑤ 胡潔、嫡庶考(2) — 律令・戸籍を中心に、名古屋大学国際言語文化研究科『言語文化論集』、査読無、第30巻第2号、2009.2、1-18

[学会発表] (計1件)

- ① 胡潔、東アジアにおける律令国家の形成と人的交流、第10回日韓アジア未来フォーラム「1300年前の東アジア地域の交流」2011.2.19、奈良県新公会堂

[図書] (計2件)

- ① 胡潔、古代日本の婚姻形態と妻妾制の導入、仁平道明編『東アジアの結婚と女性』、勉誠社、2012、32-44
- ② 胡潔、閨怨詩と恋歌、平野由紀子編『平安文学新論—国際化時代の視点から—』、風間書房、2010、257-275

[その他]

ホームページ等

<http://www.lang.nagoya-u.ac.jp/nichigen/hikaku/hujie.html>

6. 研究組織

- (1) 研究代表者 胡潔
(Hu jie)
名古屋大学・国際言語文化研究科・准教授
研究者番号：30313399

- (2) 研究分担者なし